

役員等選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」という）の役員等の選出方法について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれに当たる。

2 会長は、理事会の意見を聴いて、選挙管理委員を若干名選考する。

3 選挙管理委員は、代議員選挙で選出された代議員をもって選挙台帳とし、これを代議員に通知する。

(理事・監事の被選挙権)

第3条 地域から選出された代議員は、地域理事への被選挙権を有し、専門領域から選出された代議員は、専門領域理事への被選挙権を有し、それぞれ理事選挙に立候補したものとみなす。

2 地域・専門領域から選出された代議員は、監事への被選挙権を有し、監事選挙に立候補したものとみなす。

(理事の選出方法)

第4条 理事は、地域理事及び専門領域理事で構成され、地域理事は、地域選出の代議員の直接選挙によって、専門領域理事は、専門領域選出の代議員の直接選挙によって、それぞれ選出される。

2 理事選挙は、次のように行う。

(1) 理事選挙は、所定の投票用紙を用いた3名連記無記名投票とする。

(2) 地域選出の選挙人及び被選挙人は、地域から選出された代議員とし、専門領域選出の選挙人及び被選挙人は、専門領域から選出された代議員とする。

3 当選者の決定は、次のように行う。

(1) 有効投票の多数を得た者から順次、地域理事9名、専門領域理事9名の定数に充つるまで当選者とする。なお、一地域並びに一専門領域より選出される理事は、いずれも2名以内とする。

(2) 得票数が同じであるときは、抽選によって定める。

(3) 理事に欠員が生じた場合は、それぞれの地域選出又は専門領域選出の次点者をもって補う。

4 会長は、定款第19条(1)に基づき、正会員の中から、第3次男女共同参画基本計画を踏まえて、推薦理事を定めることができる。

(監事の選出方法)

第5条 監事は、代議員の直接選挙によって選出される。

2 監事選挙は、次のように行う。

(1) 監事選挙は、所定の投票用紙を用いた3名連記無記名投票とする。

(2) 代議員は、互選により、監事 2 名を定める。

3 当選者の決定は、次のように行う。

(1) 有効投票の多数を得た者から順次定数に充つるまで当選者とする。

(2) 得票数が同じであるときは、抽選によって定める。

(3) 同一人が地域理事又は専門領域理事と監事の当選に必要な票数を得た場合は、地域理事又は専門領域理事に当選したものとし、監事は次点者をもって補う。

(4) 監事に欠員が生じた場合は、次点者をもって補う。

4 会長は、本学会会員以外の適任者をもって、監事 1 名を定める。

(会長・副会長・常務理事の被選挙権)

第 6 条 地域理事及び専門領域理事は、会長・副会長・常務理事への被選挙権を有し、会長・副会長・常務理事の選挙に立候補したものとみなす。

(会長・副会長・常務理事の選挙の方法)

第 7 条 会長、副会長及び常務理事選挙は、理事、監事並びに代議員による予備選挙を実施する。予備選挙の内、会長、常務理事は、単記無記名投票、副会長は 3 名連記無記名投票とする。選挙は、会長 1 名、副会長 3 名、常務理事 1 名の定数から予備選挙の得票数順位で、会長は上位 3 名、副会長は 9 名、常務理事は 3 名を対象に行う。予備選挙の得票数が同じである場合は抽選によって決定する。

2 会長は、予備選挙の得票数を明示した、被選挙人 3 名を対象とした地域・専門領域理事の単記無記名投票による互選とする。有効得票数の過半数の票を得た者を会長とする。過半数を得た者がいないときは、上位得票者 2 名について決選投票を行い、多数を得た者を会長とする。なお、決選投票で得票数が同じである時は抽選によって決定する。

3 副会長は、予備選挙の得票数を明示した、被選挙人 9 名を対象とした地域・専門領域理事の単記無記名投票による互選とする。投票は、第一副会長、第二副会長、第三副会長に分けて実施する。3 名の副会長選挙のいずれも、有効投票数の過半数の得票を得た者を副会長とする。過半数を得た者がいないときは、上位得票者 2 名について決選投票を行い、多数を得た者を副会長とする。また、決選投票で得票数が同じである時は抽選によって決定する。なお、第二副会長、第三副会長の選挙は、直近の副会長当選者を除いた者を対象として実施する。ただし、第一、第二副会長が片方の性で占められた場合に、含まれなかった性別の予備選挙によって選出された被選挙人を対象に選挙を行い、第三副会長を決定する。

4 常務理事は、予備選挙の得票数を明示した、被選挙人 3 名を対象とした地域・専門領域理事の単記無記名投票による互選とする。有効投票数の過半数を得た者を常務理事とする。過半数を得た者がいないときは、上位得票者 2 名について決選投票を行い、多数を得た者を常務理事とする。得票数が同じである時は抽選によって決定する。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定めるも

のとする。

(改廃)

第9条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附則

- 1 男女の役員比率のアンバランスの是正のための積極的方策をとる（平成23年度臨時総会承認事項）ため、男女の役員比率の目標値達成をめざす方策を講じた選挙を実施する。
- 2 この規程は、平成24年6月9日から施行する。
- 3 この規程は、平成24年8月22日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成26年6月14日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成27年8月25日から改正施行する。
- 6 この規程は、平成29年6月10日から改正施行する。
- 7 この規程は、2021年4月1日から改正施行する。